

令和7年度

ふくしまZEH(F-ZEH) 推進事業補助金

補助
金額

135

F-ZEHの
場合
万円/戸

180

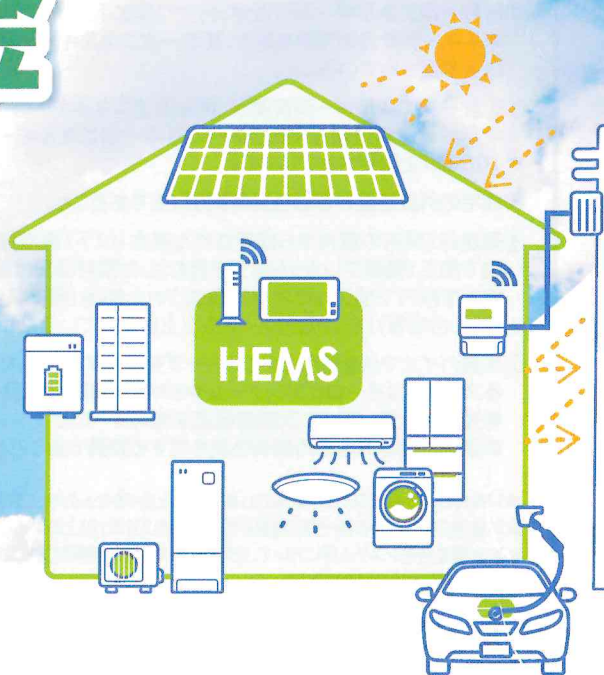
F-ZEH+の
場合
万円/戸

補助
件数

合計 7 戸
程度

先着順

福島県内の通常のZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)よりも高い性能を有するとともに、県産材の利用など本県ならではの特性を含んだZEHを新築する方等を支援するため、令和7年度ふくしまZEH(F-ZEH)推進事業の募集を開始します。



募集期間

※募集は先着順で受理し、募集戸数に達した時点で終了となります。

当日16時必着

令和7年 11月25日(火)～令和8年1月30日(金)

補助対象者

福島県内において、F-ZEHやF-ZEH+の住宅を新築する方又は新築住宅のF-ZEHやF-ZEH+を購入する方で、次の①、②いずれにも該当する方。(いずれも、常時居住する住宅に限ります。)



福島県の地球環境保全のキャラクター「エコたん」

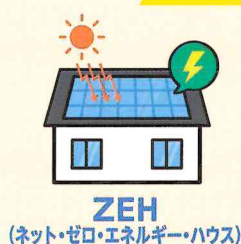
- ① F-ZEH又はF-ZEH+住宅の所有予定者又は建築主であること。
- ② 県税について滞納がないこと。

注意

補助対象となるF-ZEH、F-ZEH+は令和7年4月1日以降に着手し、交付申請時点で事業が完了していない住宅です。(事業着手・事業完了の定義については、要領や募集案内をご確認ください。)

F-ZEH、F-ZEH+とは

※詳しくは裏面をご覧ください。



ZEH
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

高断熱、省エネ、創エネで消費エネルギーを実質ゼロ以下に



高い断熱性能

冷暖房のエネルギー消費が通常のZEHより30～40%削減できる水準



県産材の使用

福島の木材の使用や、バイオマスストーブの導入で、県森林の循環を促します

F-ZEHとF-ZEH+の違い

- F-ZEH+はF-ZEHよりも基準一次エネルギー消費量が10%以上上回って削減されている。
- F-ZEH+には発電した電力を自動車に充電できる設備が整っている。又は環境省が定めたHEMSにより住宅内の冷暖房設備・給湯設備等が制御できる設備が整っている。

お問い合わせ

補助金についての詳細はウェブサイトをご覧ください

一般財団法人 ふくしま建築住宅センター ☎ 024-573-0118

本部 〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター 4F FAX 024-573-0160

<https://www.fkc.or.jp/> お問い合わせは各地域のセンター支部でも受け付けます。



福島県 F-ZEH補助金

検索

裏面もご覧ください

補助金対象住宅① F-ZEH

BELS評価機関からZEHマーク(※1)の交付を受けた、次の①～⑥全てを満たす「戸建住宅(※2)」が対象です。

- ①太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること(当該敷地内に設置されているものに限る)。(※3)
- ②設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
- ③設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。
- ④住宅の外皮性能が断熱性能等級6以上であること。
- ⑤県産材(県内の森林から伐採された原木(以下「原木」という。)を県内で加工(機械プレカット加工を含む)した製材品又は部材の全てが原木を県内で加工した木材で構成された製品(直交集成板、単板積層材、合板等)を10立方メートル以上使用していること。
- ⑥木質バイオマスを燃料とするストーブを導入すること。ただし、導入するストーブはヨーロッパアンノームやEPA(米国環境保護庁)等の承認を受けた設備、又は二次燃焼機能を備えヨーロッパアンノームやEPAの承認と同等の水準の環境性能を有する設備であること。

※1: Nearly ZEH、ZEH Orientedは、補助対象となりませんので、ご注意ください。
 ※2: 住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅も対象です。
 ※3: 太陽光発電システム等において、売電を行う場合は余剰買取方式に限ります。
 <全量買取方式は認めません>

補助金対象住宅② F-ZEH+

次の①～③に掲げる基準を全て満たすものをいいます。

- ①F-ZEHに該当するもの。ただし補助金対象住宅①②を除く。
- ②設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること。
- ③次のA又はBのうち1つ以上を選択し導入されていること。
 - A 太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む。以下「EV」という。)に充電を可能とする設備又はEVと住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を設置し、敷地内の駐車スペースにおいて使用を可能とした上で、以下のa又はbの要件を満たすこと。なお、EVの所有は要件に含まない。
 - a EV充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備を設置する場合
 - ・分電盤に専用の分岐回路(専用回路)を設置すること。
 - ・設置する専用回路は単相200V20A以上とすること。
 - b V2H充電設備(充放電設備)を設置する場合
 - ・EVから住宅へ放電する電力量もHEMSで計測すること。
 - ・V2H充電設備(充放電設備)開閉器を設置すること。
 - B HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。環境省の「令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業)」の公募要領「個人申請編」の「ZEH+の選択要件」において「高度エネルギーマネジメント」を選択する補助対象に設置するHEMSの要件を満たすこと。



申請から補助金交付までの流れ



補助金交付申請書の提出

- ふくしまZEH(F-ZEH)推進事業補助金の募集は、F-ZEH 補助金交付申請書をセンター本部(下記)に提出し、提出書類に不足・不備がなく受理された方が正式な申請者となります。
- 募集は先着順で受理します。
- 提出書類に不足・不備がある場合は受理しません。不足・不備がなくなった時点で受理しますが、この時点で、募集が終了している場合は受理できませんので、ご注意ください。

交付申請書の提出期限 令和7年11月25日～令和8年1月30日まで。ただし、交付申請書の受理数が、募集戸数となった時点で、応募は終了となります。

提出方法(郵送又は持参)

- F-ZEH交付申請書は、郵送または持参により受け付けます。提出書類に不足・不備がない場合は、受け取り日が受理日となり、不足・不備がある場合は不足・不備が是正された日が受理日となります。

持参の場合 センター本部の窓口開設時間は、平日の午前9時～正午、午後1時～午後4時までです。土日、祝日、12月29日～1月3日は休業となりますのでご注意ください。

郵送の場合 封筒に「F-ZEH 推進事業 交付申請書在中」と記載し郵送してください。郵送の場合はセンター本部に到達した日が受け取り日となります。

- 補助金の交付要件や申請様式等の詳細は、(一財)ふくしま建築住宅センターのホームページをご覧ください。



交付申請書 提出先 一般財団法人 ふくしま建築住宅センター

本部 〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター4F TEL 024-573-0118

申請書等がサイトよりダウンロードできます

